

Q. 1 教員免許更新制が始まる前に教員免許を取得したのですが、学校で勤務した経験がありません。教員免許更新制が始まると聞きましたが、取得した教員免許にどのような影響がありますか。

A. 1 教員免許更新制が始まる前に教員免許を取得した方には、生年月日等に応じて修了確認期限が割り振られます。（「教員免許更新の手引」の資料2を参照）
修了確認期限を更新するための手続をせずに修了確認期限を経過した場合、教育職員等（「教員免許更新の手引」の資料1の1（1）～（3）を参照）ではない方は、教員免許の効力が停止し、そのままでは教育職員になることができない免許状になります。
なお、効力停止状態となった場合、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載をしていただくことは可能ですが、更新講習を受講する必要がある旨を併記していただく必要があります。

Q. 2 効力停止状態にならない、また、効力停止状態になった場合に免許状の効力を回復するためにはどのような手続が必要ですか。

A. 2 効力停止状態にならないためには、修了確認期限（「教員免許更新の手引」の資料2を参照）の2月前までに、免許状更新講習を受講し、住所地の都道府県教員委員会に免許状更新講習を修了した旨の確認を受ける必要があります。
効力停止状態になった場合に免許状の効力を回復するためには、当該期間に免許状更新講習の一部を最初に履修した日から2年以内にその課程を修了し、住所地の都道府県教員委員会に免許状更新講習を修了した旨の確認を受ける必要があります（「教員免許更新の手引」の資料6を参照）。

Q. 3 免許状更新講習は誰でも受講できるのですか。また、講習はどこで開催しているのですか。

A. 3 免許状更新講習は、教育職員等と教育職員になろうとする方等（「教員免許更新の手引」の資料3の1を参照）に限り、受講することができます。
講習は大学を中心として開設され、出身大学や住所地の都道府県に限らず、全国で受講することができます。なお、文部科学省のホームページで免許状更新講習の開設状況を確認することができます。